

資料 1-1

滋水第 770 号
令和 4 年 (2022 年) 9 月 20 日

琵琶湖海区漁業調整委員会
会長 谷口 孝男 様

滋賀県知事 三日月 大造



漁業の許可の制限措置の内容等について (諮問)

このことについて、漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 3 項の規定に基づき、小型機船底びき網漁業 (手繰第 1 種漁業) の許可の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間について、貴委員会の意見を問います。

〒520-8577
大津市京町四丁目 1-1
滋賀県農政水産部水産課
漁政係 杉江
Tel 077-528-3872
Fax 077-528-4885
Mail gf00@pref.shiga.lg.jp